ショートステイサービス沼風苑運営規程

(令和6年2月29日 現在)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人沼風会が開設するショートステイサービス沼風苑(以下、「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下、「事業」いう。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その 他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維 持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。
 - 2 利用者の家族との連携を図るように努めるとともに、事業の実施に当たっては、 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ー 名称 ショートステイサービス沼風苑
 - 二 所在地 千葉県柏市箕輪585番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - 一管理者 1名(常勤)事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - 二 医 師 1名以上 利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
 - 三 生活相談員 1名以上(常勤1名)利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
 - 四 介護職員 看護職員とあわせて24名以上(常勤換算) 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - 五 看護職員 3名以上(常勤換算、併設ユニット型と合計) 利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- 六 栄養士 1名以上
 - 食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- 七 機能訓練指導員 1名以上 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練 を行う。
- 八 事務職員 1名以上 必要な事務を行う。

(利用定員)

- 第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。
 - ①併設利用型 12名
 - ②空床利用型 併設の特別養護老人ホームの定員58名以内

(短期入所生活介護事業の内容)

- 第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切 な技術をもって行う。
 - 2 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、 適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、や むを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えること ができる。
 - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行 う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
 - 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
 - 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。
 - 8 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 9 前項の緊急やむを得ない場合の身体的拘束については、事前にその理由、内容 等を記した文書を利用者又は家族に対して交付し、十分な説明を行い同意を得た うえで実施する。

(食事の提供)

- 第7条 食事の提供は、栄養、入所者の心身状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。
 - 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。食事 の時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1)朝食 7時45分
- (2) 昼食 12時00分
- (3) 夕食 17時30分

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

- 第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を 行う。
 - 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

- 第10条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、その (介護保険被保険者証及び負担割合証の)自己負担割合に応じた額とする。
 - 2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 送迎に関する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - 二 滞在費
 - 三 食費
 - 四 理美容代
 - 五 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが 適当と認められるもの

ただし、滞在費と食費に関して、利用者が保険者から負担限度額の認定を受けている場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額のうち負担限度額を徴収する。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は 家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意 を得ることとする。 (通常の送迎の実施地域)

第 1 1 条 通常の送迎の実施地域は、柏市、我孫子市、野田市、松戸市、印西市、鎌ヶ谷市、白井市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による 日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
 - 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
 - 3 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策並びに業務継続計画)

- 第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
 - 2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

防災訓練 年3回

避難訓練 年3回

通報訓練 年1回

3 業務継続計画 (BCP) の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して短期入所生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

- 第 1 6 条 利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介 護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。
 - 2 従業者等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその 対策を協議し、対応指針等を作成し掲示する。また、研修会や訓練を実施し、 感染対策の資質向上に努める。

> 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理 を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(相談・苦情・ハラスメント対応)

- 第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情、ハラスメント等に対する窓口を設置し、 指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
 - 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
 - 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとと もに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を する。
 - 4 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、 前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

- 第19条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の 家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第21条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、 従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人沼風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 4 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備する とともに、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研 修の機会を設けるなど、常に従事者の資質の向上に努めるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修年1回
 - (5) 介護予防に関する研修 年1回
 - 5 事業者は、短期入所生活介護に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該 短期入所生活介護を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとす る。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉 法人沼風会と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則 この規程は平成26年 4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和 6年 4月1日から施行する。

ショートステイ料金表

1. 利用料

厚生大臣が定める基準による

2. 送迎費用 (通常の実施区域外)

片道10Km以内であれば 1840円(1回)

片道10 Km以上1 Kmにつき100円を加算する

3. 居住費・食費

世帯全員が市町村民税非課税の方(市長村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

〔単位:円〕

(日額)

対象者			居住費		
		区分	多床室 (相部 屋)	ユニット 型個室	食費
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		利用者負 担段階1	0	820	300
市民課帯が村非世員	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が 80 万円以下 の方	利用者負担段階2	370	820	600
	利用者負担第 2 段階以外の 方 (課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の方など)	利用者負担段階3	370	1310	1000
	利用者負担第 2 段階以外の 方 (課税年金収入が 120 万円 超の方など)	利用者負担段階3	370	1310	1300
上記以外の方 担段階4		(注)施設との契約により設定されます。			
			890	2350	朝 320 昼 650 間食 100 夜 530
所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準と なる費用額は次のとおりです。			855	2006	朝 284 昼 554 間 食 90 夜 464

4. 理美容代 実費